

# 講座 日本語と日本語教育

## 第5巻 日本語の文法・文体(下)

編集

宮地裕

杉藤美代子

北原保雄

山口佳紀

玉村文郎

武部良明

加藤彰彦

辻村敏樹

崎山理

近藤達夫

寺村秀夫

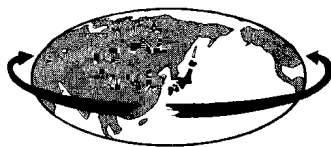
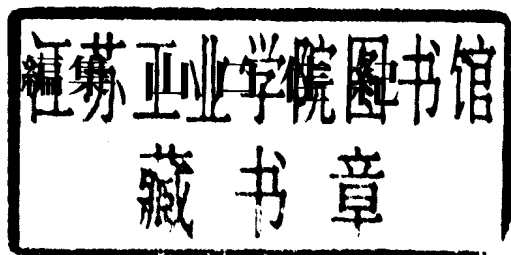
木村宗男

上野田鶴子

明治書院

# 講座 日本語と日本語教育

第5巻 日本語の文法・文体(下)



明治書院

編者◎山口佳紀

発行者 明治書院

代表 三樹彰

印刷者 大日本法令印刷

代表 田中忠

講座  
日本語と日本語教育5

日本語の文法・文体(下)

定価 二八八四円(本体二八〇〇円)

平成元年11月5日印刷  
平成元年11月10日発行

発行所 株式会社 明治書院

101 東京都千代田区神田錦町一―二六  
電話(292)三七四一(代) 振替東京三―四九九一

ISBN4-625-52105-X

製本 星共社

## 刊行の言葉

言語の研究と教育とは、それぞれ独自の分野であり、それぞれの目的と方法を持つものであるが、一面では、たがいに深くかかわりあうものにちがいない。日本語の研究と教育もまた、それぞれ独自でありながら深くかかわりあうものである。研究は基礎であって、教育はその応用だと言って済ませられないところがあるように思われる。どの分野でもそうであろうが、とくに言語の研究と教育とは、言語の問題の本質が、人間そのもの、人間の生存や生活や心身のありかた自体に、深く広くかかわっているために、相互に格別緊密な関連を持つもののようなのである。

近年、日本語に焦点を当てた言語の研究が、いわゆる文科系だけでなく、いわゆる理科系の諸方面でもさかんになってきていることは、言うまでもない。それは、科学技術の発達にもなうグローバルな情報交流の展開と無縁ではない。日本語教育も日本の内外で急展開を見せている。少数の外国人が日本語を学習し研究した段

階から見れば、二段階も三段階も進んだところにあると言えるだろう。このたび、教育のうちの日本語教育の分野を取りあげるのはそのためである。歴史もながく、蓄積もおおい国語教育のためにも、よき刺激を与え、参考にもなることを期待している。

日本語研究も日本語教育も細分化が進み、新しい分野と方法がつつぎつつぎに開拓されていく。つねに研究・教育の現状を把握し、現在および将来への展望を持つべきわれわれ相互のために役立つような講座でありたいと思う。その道に志を立てたかたがたにも、分かりやすく有益な講座、そして、深い専門性と広い一般性とを兼ね備えた論考の集積として、困難ではあるが本当の意味での概説・概論・要説・要論の講座でありたいという願ひもこめて編集に当たった。日本国際教育協会主催、文部大臣認定の「日本語教育能力検定試験」にチャレンジするかたがたの勉強のためにも、本講座はよき伴侶となるにちがいない。

斯界のために、いささかなりとも寄与するところがあれば幸いである。

平成元年三月

編 者

## 編者の言葉

本講座の第四・第五の両巻は、「文法・文体」に当てられているが、第四巻に文法に関する諸問題を配したのに対して、この第五巻には、文体・文章および日本語と他言語との対照言語学の問題を扱う諸論を収めることとした。

言語を分析して行くと、音素・音節・語・文など、さまざまの単位を取り出すことができるが、現実の言語表現を全体として統一性・完結性のあるものとして扱うとすれば、文章という単位で捉えることになる。文章は文の集合であるが、単なる文の羅列は文章ではない。ここに、文章独自の構造や性質を考察する必要がある。また、表現者（話し手・書き手）の性格や表現の目的、あるいは受容者（聞き手・読み手）への配慮などによって、文章の構成や単語の選択の仕方などが変わってくる。そして、一つの文章においては、それらの各要素が有機的なつながりを保つものである。そこに、いわゆる文体の問題が出て来る。

このように、文章・文体の問題は、現実の言語表現を全体的・総合的に考えようとする場合に出て来る問題であって、これを明らかにすることは、言語研究において最も重要な課題であると言っても過言でない。しかし、音韻論や文法論が扱う対象については、部分と全体との関係が比較的把握しや

すいのに比べて、文章論・文体論の場合は、その関係が複雑であつて、一筋縄で行かないため、研究は必ずしも順調に進捗していかない。これは、逆に言えば、未開拓の側面が多く、豊かな可能性をもつ領域であるということにもなる。

本講座は、「日本語と日本語教育」という名称の示すように、教育への寄与を重視して企画されているが、文章論・文体論の発展は、これまでも国語教育の分野から切実に待望されて来た。日本語教育の興隆に伴つて、今後、ますますその必要性が高まることにならう。

また、日本語教育ということを考えると、日本語と他言語との対照言語学的な研究の発達が望まれる。この方面では、今後なすべきことが極めて多いと思われるが、本巻では、文法と文体とについて、対照的研究の一端を示すことにした。

ただし、本巻は、上述のような教育的観点を前面に出すのではなく、その基礎をなすものとしての言語研究を展開する巻として捉え、従来 of 成果を紹介するとともに、問題の所在を明らかにし、解決の方向を探ることを執筆の方針とした。

右の構想のもとに論題を設定し、それぞれについては、第一線の研究者に執筆を願つたが、その成果には、まことに見るべきものがあると信ずる。本巻が、研究・教育の両面にわたつて益する所があれば幸いである。

目 次

刊行の言葉	……………	1
編者の言葉	……………	山口 佳紀……iii
日本語の文体—日本語文体史に関する五条—	……………	山口 佳紀……一
文章語の性格	……………	清水 康行……三六
敬語と文体	……………	古田 啓……四六
書き手と文体—俳人の文体—	……………	神谷かをる……五九
文章の構成	……………	鈴木 英夫……六四
文章の種類	……………	神尾 暢子……二七
文章の技法	……………	半沢 幹一……一四〇



小説の文体	.....	木坂 基	二六
手紙の文体	.....	塩澤 和子	一八七
論説の文体	.....	高崎みどり	三三
広告文の文体	.....	遠藤 好英	二四二
文法の対照的研究—英語と日本語—	.....	奥津敬一郎	二七〇
文法の対照的研究—フランス語と日本語—	.....	青木 三郎	二九〇
○ 文法の対照的研究—中国語と日本語—	.....	楊 凱榮	三三
文法の対照的研究—朝鮮語と日本語—	.....	生越 直樹	三四一
日本語の文体と英語の文体	.....	本名 信行	三六三
—言語使用の背景にある文化と社会—	.....		
執筆者紹介	.....		三六七

# 日本語の文体——日本語文体史に関する五条——

山口 佳 紀

**キーワード** 漢文の伝来 変体漢文の成立 平仮名文の成立 漢字片仮名交じり文の成立 近代散文の成立

## 一 はじめに

「文体」という語は、大別して、二つの意味に用いられている。一つは、文章の個性的な特徴を指す場合である。「夏目漱石の文体」というふうに作家を単位として考えることもあれば、「草枕の文体」というふうに作品を単位として考えることもある。

もう一つは、文章の類型的特徴を指す場合である。「散文体」「韻文体」とか、「和文体」「漢文訓読文体」とかいう時の「文体」は、これに当たる。この意味での「文体」は、「文章様式」あるいは「文章体」と呼ばれることもある。

本稿で扱うのは、後者の意味における「文体」である。また、「文章」という語は、広義には、音声による言語表現すなわち談話を含むこともあるが、ここでは、狭義に考えて、文字による言語表現のみを対象とすることにする。また、ここでは散文文を中心に扱うことにしたい。

ところで、「日本語の文体」という問題を歴史的に捉えてみた時、幾つかの特筆すべき「事件」が

あったと言える。その「事件」とは、次の五つである。

(一) 漢文の伝来、(二) 変体漢文の成立、(三) 平仮名文の成立、(四) 漢字片仮名交じり文の成立、(五) 近代散文の成立

これらは、(四)を除いて、いずれも表記形式に関わる「事件」である。それほど、日本語の文体史は表記形式と深く結びついているということになる。以下、それぞれについて、考えてみることにする。なお、用例文を読みやすくするために、原文にない濁点・句読点・返点などを適宜加えることにする。

## 二 漢文の伝来

言うまでもないことであるが、日本にはもともと文字がなかった。そのことを示す古代人の証言として、よく引用されるのが、次の文言である。

蓋聞、上古之世、未<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>文字。貴賤老少、口々相伝。前言往行、存而不<sup>レ</sup>忘。(古語拾遺、齋部広成著、

大同二年(八〇七)成立)

日本人は、漢字に接することによって初めて文字を知り、漢文に接することによって初めて文章を知ったのである。その漢字・漢文は、本来、中国語を表記するための文字・文章であり、それが海を渡って、日本に伝えられたものである。

日本人が文字を知ったということは、単に日本語史上においてのみならず、広く日本文化史上における一大事件と言ってよい。文字はなくとも、もとより音声言語は存在する。しかし、音声言語は、

基本的に、その場限りのものであって、空間的・時間的に隔てられた人間の間での伝達は極めて困難である。日本人は、漢字と出会うことによって、空間と時間の壁を容易に超えることができるようになったのである。

日本に現存する最古の金石文は、沖縄県那覇市外の城岳貝塚ぐすくだけから出土した明刀の文字であるとされる。明刀とは、中国で鑄造された刀形錢の一種で、「明」という文字らしい形が鑄出してあるものである。これは、中国の春秋・戦国時代にあった燕という国で作られた刀形錢で、燕は紀元前二二二年に秦の始皇帝によって亡ぼされている。明刀が作られたのはそれ以前ということになるが、それがいつ日本に渡来したかは、よく分からない。紀元前二二二年と言えば、日本では弥生時代前期に相当する。

その他にも、「貨泉」の二字が刻まれている貨幣は、新（紀元前四五〇紀元後二三）の国で鑄造されたものであるが、それが長崎県原ノ辻などから出土している。また、福岡市東区志賀島出土の金印には、「漢委奴国王」の印文がある。これは、後漢の光武帝が紀元後五七七年に倭奴国王の使者に下賜した印授『後漢書』東夷伝による）の印に該当するものと考えられている。

さらに、奈良県天理市樺本町の東大寺山古墳から出土した環頭大刀の刀身の背には、金象嵌で、次の文字が刻まれている。

中平□□<sup>(年)</sup>、五月丙午、造作文刀、百練清剛、上応星宿、下辟不□<sup>(祥)</sup>

〈中平□□年の五月の丙午に、文しき刀を造作りつ。百たび練りて、清く剛し。上は星宿に<sup>こた</sup>へ、下は不祥を辟けむ。〉

「中平」は後漢の靈帝の時の年号で、紀元後一八四年から一八九年までに相当する。

以上によって、漢字・漢文が、弥生時代には、既に日本人の眼に触れていたことは、確かである。しかし、眼に触れていたからと言って、その文字・文章の意味や効用を理解していたとは限らない。弥生時代後期には、いわゆる「仿製鏡」(中国製の鏡を日本で模作した鏡)が作られ始めたが、漢字の左右が逆になったり、文字の形をなしていないものがあるのは、漢字が当時単なる文様のように理解されることがあったことを示すものである。

古墳時代になると、日本で金石文が作られるようになる。次に掲げるのは、和歌山県橋本市の隅田八幡神社にある人物画像鏡の銘文である。

癸未年八月、日十大王<sup>(下)</sup>年<sup>(下)</sup>男<sup>(下)</sup>弟王、在意柴沙加宮時、斯麻念長奉<sup>(寿)</sup>、遣開中費直穢人今州利二人等、<sup>(取)</sup>所<sup>(鏡)</sup>白上同二百早、所此竟<sup>(鏡)</sup>。

〔癸未〕の年の八月に、日下の大王と〔与〕男弟王と、意柴沙加の宮に在せる時に、斯麻長き寿を念ひて、開中の費直・穢人今州利の二人等を遣はして、白き上き銅二百早を取らしめて、此の鏡を作らしめたり。〕  
 「癸未年」とは、四四三年または五〇三年のことと考えられるが、この鏡はもともと古墳の副葬品だったらしい。この銘文には、誤刻と思われる文字が若干あるが、筆者の書こうとしたのは、正格の漢文であったと考えられる。「意柴沙加」「斯麻」などは、日本語の固有名詞を表音的に表したものであるが、これは「仮借」と呼ばれる漢字の用法であって、中国漢文にも往々見られるものである。

なお、「日十大王」を「日下大王」と見るのは、神田秀夫説『古事記の構造』五九頁に従ったものであるが、「日下」がクサカカの表記であるとすれば、固有名詞を字訓で表したことになる。固有名詞の字訓

表記は、法興六年（五七〇）の伊予道後温湯碑（『新日本紀』所載、現存せず）に「葛城臣」の例があるが、これはさらに古い例となる。

他に、有名な金石文として、熊本県玉名郡の江田船山古墳から出土した鉄刀の銘文や、埼玉県行田市の稲荷山古墳から出土した鉄刀の銘文がある。稲荷山鉄刀銘には、「辛亥年」の文字があるが、同じ銘文中にある「獲加多支鹵大王」が雄略天皇を指すと考えられる所から、「辛亥年」は四七一年のことと推定されている。また、江田船山古墳鉄刀銘にも、同じくワカタケルと読むらしい「獲□□□□鹵大王」の文字があるので、同時期のものと考えられる。この銘文中には、「書者張安也」とあり、そこからすれば、筆者は渡来人であったと思われる。この銘文に限らず、漢文を作成する際には、中国大陸や朝鮮半島から渡来した人々の手を借りることが多かったと想像される。当時の日本人には、漢文に習熟した者が少なかったと考えられるからである。

その後、日本人にも、次第に漢文に練達した者が出て来るようになったが、日本に漢文が伝来してから以後のいずれかの段階で、漢文というものが、日本人にとって変質して来たことを認める必要がある。それは、単なる外国語文としての漢文から、外国語文であると同時に日本語文でもあるような漢文へという変質である。

既に述べたように、漢文は、もともと中国語という外国語を表現する文章である。それを日本語に翻訳するということはあったであろうが、漢文自体はどこまでも外国語を表す文章だったはずである。ただし、いつの頃からか、日本人は、漢文を翻訳する際に、かなり固定的な翻訳法を取るようになった。これを「漢文訓読」と呼んでいるが、一定の字面には一定の読みを施すことが多くなって来た

のである。漢文の字面に仮名や符号を付けて漢文を訓読する習慣は、平安時代初期に始まったもので、漢文の読み方が具体的にたどれるのは、それ以降のことである。しかも、平安初期の訓読法は、後世に比べると、比較的柔軟であつたから、それ以前はさらに自由度の高いものであつたと想像される。しかし、奈良時代には、漢文訓読調と言ふべき特殊な語調が既に成立していたと考えられることは、春日政治「和漢の混淆」(『古訓点の研究』所収)などの指摘する所である。

訓読法がある程度固定し、一定の漢文に対して一定の日本語が思い浮かべられるというような状況が現れると、漢文は日本語を表記する形式でもあるという性格を帯びて来る。たとえば、「以和為貴」という漢文に対して、ヤハラグラモチテタフトシトスと訓読する習慣が固定すれば、今度はヤハラグラモチテタフトシトスという日本語文を「以和為貴」と表記することが可能になる訳である。

こうして、漢文は、日本人にとって、外国語文であると同時に日本語文でもあるという二重の性格をもつに至つた。このような一種独特の性質を有する漢文体という文体は、長い間、最も格式の高い文章様式として認められ、明治期に至つて、漢字仮名交じり文体が標準的な文章様式としての地位を獲得するまで、重要な役割を果たし続けたのである。

### 三 変体漢文の成立

前節で述べたように、漢文を日本語文の表記形式として用いることは、一応可能である。しかし、敬語などのように、漢文では十分表し切れない日本語の語法もあるから、日本語の表記形式として見るならば、漢文は必ずしも満足すべき形式とは言えない。それに、日本語文の表記形式であることに

徹するならば、何も無理を冒してまで漢文の措辞を守る必要はないことになる。そこで、漢文の措辞をある程度守りながら、日本語の表現のためによりふさわしい形式として生み出されたのが、変体漢文である。この形式は、「記録体」とも「東鑑体」とも呼ばれるが、いずれにせよ、そのような表記形式が成り立つ基盤は、漢文訓読という習慣の存在という所にあるから、そこに表現される日本語は、当然漢文訓読調の強いものになる。

正格漢文と変体漢文とは、外見は似ていても、文章としての性格は全く異なるものである。正格漢文は、本来中国語文であって、日本語文として訓読されることはあっても、やはり中国語文として通用することを期待して書かれるものである。一方、変体漢文は、飽くまでも日本語文であって、中国語文として通用することは、初めから問題になっていない。筆者が正格漢文を書くつもりでも、語学力の不足から、中国語文としては通用しない文章を書いてしまうことが、実際にはあったであろう。したがって、一つ一つの文章について、正格漢文か変体漢文かを見分けることは、案外むずかしい。しかし、それは表面的な結果であって、両者が原理的に異なるものであることを否定するものではない。

さて、変体漢文が日本に現れたのは、いつであろうか。一般には、それは飛鳥時代前期(推古朝の開始(五九三)以降、大化改新(六四五)以前)のこととされている。その代表例とされるのは、次に挙げる法隆寺金堂薬師仏光背銘である。

池辺大宮治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>天皇、大御身勞賜時、歲次<sub>二</sub>丙午<sub>一</sub>年、召<sub>二</sub>於大王天皇与太子<sub>一</sub>而誓願賜、我大御病太平欲<sub>レ</sub>坐故、将<sub>二</sub>造<sub>レ</sub>寺薬師像作仕奉<sub>一</sub>詔。然、当時崩賜、造不堪者、小治田大宮治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>大



王天皇及東宮聖王、大命受賜而、歲次二丁卯二年仕奉。

〔池田の大宮に天の下治らしめす天皇、大御身勞らし賜ひし時に、歲丙午に次りし年に、〔於〕大王の天皇と〔与〕太子とを召して〔而〕、誓ひ願ひ賜ひしく、我が大御病太平かに坐さむと欲はずが故に、寺を造り、薬師の像を作りて、仕へ奉らむと將と詔りたまひき。然あれども、當時に崩り賜ひて、造るに堪へ不ば〔者〕、小治田の大宮に天の下治らしめす大王の天皇と〔及〕東宮の聖王と、大命を受け賜ひて〔而〕、歲丁卯に次る年に、仕へ奉りつ。〕

「大御身」のような敬語接頭辞や、「勞賜」「仕奉」のような敬語補助動詞は、純粹の漢文にはないので、日本語としての表現である。また、「薬師像作」「造不堪」「大命受」などは、正格の漢文であれば、「作薬師像」「不堪造」「受大命」などとなるべきものである。これらは、この文章が変体漢文として書かれたことを明白に示す特徴である。

右の銘文によれば、薬師仏の作られたのは、「丁卯年」すなわち推古一五年（六〇七）のことであり、銘文も同じ時期のものということになる。しかし、この薬師仏の製作年代については、いろいろと疑問があり、特に問題となるのは、銘文中に「天皇」の文字が見られることである。福山敏男「法隆寺の金石文に関する二三の問題」『夢殿』第三冊、昭和一〇年六月）は、推古朝までは「大王」であって、「天皇」はまだ使用されていないことを指摘した。その後、天皇号についての研究が進み、東野治之「天皇号の成立年代について」『正倉院文書と木簡の研究』所収）によれば、天皇号の使用は、ずっと下って持統朝（六六七～六九六）からとされている。したがって、この銘文の製作年代は、当然持統朝以降ということになる。